

収容・送還に関する専門部会  
第5回会合会議録

令和2年1月16日（木）  
午後3時～午後5時  
最高検察庁大会議室

出席者（敬称略）

- 収容・送還に関する専門部会  
安富部会長，明石委員，大橋委員，川村委員，高橋委員，寺脇委員，野口委員，  
宮崎委員，柳瀬委員
- 出入国在留管理庁  
佐々木長官，高嶋次長，佐藤審議官，磯部審判課長，岡本警備課長，片山参事官，  
簾内難民認定室長，林警備調整官
- オブザーバー  
国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表

事務局 本日も御多忙のところ，お集まりいただきまして，誠にありがとうございます。ただいまから，「収容・送還に関する専門部会」第5回会合を始めます。

本日は，安富部会長，明石委員，大橋委員，川村委員，高橋委員，寺脇委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員，オブザーバーのUNHCR駐日事務所，川内様に御出席を頂いております。

なお，本日高宅委員は御都合により御欠席されます。

では、部会長，よろしく願いいたします。

安 富 部 会 長      それでは、「収容・送還に関する専門部会」第5回会合を始めます。

本日は，前回御了承いただきましたとおり，収容・送還の実情等に関する関係者のヒアリングを実施させていただきたいと思います。

前回の会合で，野口委員から，出入国在留管理庁の職員についてヒアリングをすべきという御意見を頂きましたほか，他の委員の皆様からも御意見を伺いました上で，事務局と協議をいたしまして，今回と次回で，5名の方からヒアリングを実施させていただくことといたしたいと思います。

それぞれの方につきまして，まず御説明を頂いた上で，委員の皆様との質疑応答を行うという流れで進めてまいりたいと思います。

時間は，お一人当たり，説明と質疑応答込みでおおむね20分程度ということをご予定しております。

では，事務局から，ヒアリングを実施する方々の御紹介をお願いします。

事 務 局      ヒアリングを実施する方々を御紹介させていただきます。

本日は，4名の方のヒアリングを実施させていただきたいと思いません。

まず1人目が，東京出入国在留管理局処遇部門の西平首席入国警備官，2人目が，同じく東京出入国在留管理局執行第一部門の岩永統括入国警備官でございます。西平首席からは，東京出入国在留管理局における被収容者の処遇関係の現状等，岩永統括からは，同局における被退去強制者の送還関係の現状等について，この後，それぞれ御説明いただくこととしております。

3人目は，NPO法人難民支援協会代表理事の石川えり様です。4人目は，マイルストーン総合法律事務所所属の弁護士の児玉晃一様でございます。

本日は，この4名について，ヒアリングを実施させていただきます。

このほか、長崎県大村市在住の牧師の柚之原様のヒアリングも実施予定でございますが、柚之原様は、本日は御都合がつかないということですので、ヒアリングは次回の会合で実施させていただきたいと思っております。

安 富 部 会 長      ありがとうございます。

それでは、順次、ヒアリングを実施させていただきたいと思っております。  
では、西平首席から御説明をお願いします。

西 平 首 席      東京出入国在留管理局処遇部門の首席入国警備官、西平と申します。

現在、東京局の収容施設で、処遇業務全般の責任者としての業務に従事しております。本日は、東京局の処遇業務の実情について、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、東京局の収容施設の概要ですが、東京局の収容施設は、東京出入国在留管理局庁舎の7階から11階までの五つのフロアに設置されており、最大収容人員は800人となっております。現在は、男子500人、女子300人という区分で運用させていただいております。

収容区域には、定員50人の収容ブロック、これが16ブロック設置されており、この16ブロックの収容区域に対して、8か所の警備官室で24時間の監視体制を敷いております。

また、施設の中には、収容区域以外に、診療室、レントゲン室、面会室、運動場といった附帯設備が併設されている状況にあります。

処遇の基本的な方針ですが、男性の被収容者には男性の看守勤務員、女性の被収容者には女性の看守勤務員がそれぞれ処遇を行っており、いわゆるLGBTといわれる方の対応につきましては、別途、外面的あるいは内面的な要素というものを踏まえて、収容区域を決定させていただいております。

また、被収容者に対しては、保安上・衛生上、支障のない範囲で自由が認められておりまして、基本的には収容区域内で共同生活を送つ

ていただくこととなりますが、開放処遇を取り入れており、開放中のシャワー、運動、洗濯といったことは各自が自由に行えるという施設構造となっております。

また、開放時間中には、収容ブロック内に設置されております公衆電話で、国内・海外ともに自由に通話を行うことができる状況となっております。

次に、被収容者処遇の実情について、3点ほど御説明させていただきます。

まず初めに、処遇担当職員を取り巻く環境になりますが、処遇業務に携わる職員は、直接被収容者の処遇を行う看守勤務者と、そのほかの面会あるいは診療といった附帯業務を行う日勤者とが配置されております。このうち、被収容者の処遇を行う看守勤務者は24時間2交代制の勤務を行っており、配置されている看守勤務員は、全体的に若手の職員が多く配置されている状況です。

看守勤務者の業務といたしましては、被収容者が収容されている収容区域にある警備官室での見張り勤務、あるいは動しょう勤務があり、これらの基本的な業務を行いつつ、被収容者に対する給食作業や投薬作業、各種申出への対応を行っているほか、個々の被収容者からの希望や動静に応じて個別に面接を行い、被収容者の悩みを聞いたり、トラブルへの助言、退去強制手続の説明といったことを随時行っておりまして、朝の起床時間から被収容者が就寝するまで、非常に多忙な業務を行っているという状況にあります。

次に、被収容者の状況についてですが、収容施設の中においては、共同生活を送っていく上での基本的な遵守事項が定められておりますが、長期収容者あるいは処遇困難者といわれる方の増加とともに、これら遵守事項を守らない被収容者が増加してきており、それとともに、処遇規則上の制止措置・隔離措置を執らざるを得ない事案も高い頻度で発生している状況となっております。

このような制止措置あるいは隔離措置を執ることとなる被収容者の問題行動について、例を挙げさせていただきますと、例えば、仮放

免申請が不許可になったことを知り、その不満から、居室内で放尿あるいは脱糞といった行為を繰り返し、その大便を監視カメラや居室内の壁に塗りつけるという行為、また同じように、仮放免申請が不許可になったことを知って、収容区域内に設置されている金属製のロッカーを持ち上げ、看守勤務員が詰めている警備官室に向けて投げ付けるといった行為、また、夏季に室内のエアコンを最低温度まで下げているにもかかわらず、更に温度を下げるように執拗に看守勤務者に対して要求を繰り返し、この要求が通らないと、処方されている処方薬の服用を拒否するといった行為に及び、非常に凶暴あるいは陰湿な行為が見受けられることから、看守勤務員は、その対応に苦慮している状況にあります。

また、この汚物の処理については、収容区域内に悪臭が立ち込めるほか、衛生面の問題もありますから、看守勤務者が雨具や手袋を装着して速やかに清掃を行わざるを得ず、看守勤務者にとっては精神的苦痛や疲弊の要因にもなっております。

一方で、隔離措置については、行刑施設でいう懲罰とは異なり、隔離事由に相当する行為を行ったとしても、職員は制止あるいは制圧行為として単独室などに移室させるのみであり、その後の処遇内容については、ほかの被収容者と何ら変わらないという現実でございまして、隔離後も再び同じ遵守事項違反を繰り返す被収容者も少なくなく、処遇上の負担になっているのが実情となっております。

最後に、被収容者の医療については、基本的に収容施設に設置されている診療室において、嘱託医師による庁内診療で対応しており、より専門的な検査あるいは処置が必要な場合には、嘱託医師の指示により外部の専門病院において受診させることになっております。

また、診療に伴って、多くの被収容者には処方薬が投与されておりますが、行刑施設と異なり、入管庁の収容施設には医務部のような医療専門部署は設置されておられませんので、看守勤務員が医師や看護師あるいは薬剤師の指導を受けつつ、これらの処方薬を日々、被収容者に投与しているところです。

しかしながら、この投薬作業については、誤投薬や換金目的での処方薬のため込みといった行為の防止のために、看守勤務者による複数回チェックなど、様々な工夫を凝らす必要があることに加えて、薬剤の種類、量、そして投与の対象者が多数に及ぶため、投薬作業そのものが看守勤務員の大きな負担になっているところです。

そのほかにも、被収容者の中には、仮放免を意識してか、診療を受けて、体調に異状は認められないという医師の診断を受けているにもかかわらず、看守勤務者に対して様々な体調不良を繰り返し訴える被収容者もおり、ほかの業務に追われる中、看守勤務者がその一つ一つの訴えに対して対応せざるを得ず、このような状況もまた、看守勤務者の負担となっているところにあります。

診療の場面においても、一般の病院などでは考えられないような被収容者の問題行動も見受けられまして、例えば、診察をした医師に対して、何らかの疾患が認められるまで執拗に追加の検査を要求し、この要求が通らないと、医師に対し、「死んだらどうする、誰が責任を取るんだ」と激しく詰め寄り、医師を困らせることがあります。

また、不眠や不安などを訴える被収容者に対しては、精神科の庁内診療で処方薬が処方されていますが、被収容者の中には、処方薬の増加あるいは変更を一方的に医師に求める者もおり、医師から一定量を超えての服用は認めないという説明を行ってもこれを聞かず、暴言を吐いたり、暴力に訴えることを示唆して、医師や立会いの職員を困らせるといった事例があり、医師や病院側から被収容者の診療に対しての理解が得にくいという状況が発生しております。

最後になりますが、被収容者の処遇という部分のみを考えると、法や規則に基づく公権力の行使という場面ではあるものの、先ほど申し上げましたように、遵守事項違反を繰り返す被収容者に対して明確なペナルティーというものはなく、再び遵守事項違反が繰り返されるという状況下で、看守勤務者は多忙な通常業務に加えて、これらへの対応を行わざるを得ず、休憩時間もなかなか取ることができず、相当疲弊しているというのが現状となっております。

また、このような業務が数年続くことで、その疲弊はメンタルにも影響を及ぼすこともあり、特に若年層の職員には、このような業務に夢が持てなくなり、離職してしまうという者も見受けられるところにあります。

入国管理局から出入国在留管理庁に組織改編され、これから本邦に在留する外国人がますます増えていくことが想定されますが、出入国在留管理の担保でもある退去強制が確実に実施されなければ、適正な管理というものは困難になるのではないかと考えます。

どのような時、場所であっても確実に退去強制が行われる手段、体制があれば、この収容という問題も大きく変わっていくと思いますが、国費による強制送還が現実的にはなかなか難しいという中、やはり今後も一定の収容は行わざるを得ないという状況はあるものと思います。

現在の処遇業務の実情あるいは対峙している職員の状況を踏まえていただき、収容の長期化対策はもちろんですけれども、看守勤務者たる職員が適切な処遇を行っていける体制あるいは制度についても、ぜひこの専門部会で効果的な方策などを御検討いただければ幸いです。

安 富 部 会 長      ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

大 橋 委 員      御苦勞の一端を述べられたと思うのですが、述べられた以上の、もっと大変なことがあるのではないかと思います。被収容者をペナルティーなしでコントロールするのは大変だと思うのですがけれども、例えば被収容者が乱暴狼藉、興奮した場合、隔離措置をしても、それだけではそのまま静かになるとは限らないですよ。

当然、居室を施錠し、静かになるのをずっと黙って待っていることになります。静かになればそれでいいのですけれども、しかし、居室

の中で暴れた場合、頭をぶついたり、蹴ったり、手で殴ったりして骨折したりするなど、一種の自傷が起こる可能性もあるわけですが、そういったときに、被収容者を拘束はしないのですか。拘束してはいけないことになっているのですか。

西平首席 御指摘のとおり、隔離措置を執って、御本人がもし暴れているような状況であれば、第一義的には、入国警備官、看守勤務者が制止して、単独室などに隔離をすることになります。その後、外から鍵を掛けることになりますが、本人が暴れた場合には、やはり壁その他、柵などで自傷する可能性があります。そういう場合には、戒具の使用が認められております。

大橋委員 ヘッドギアとか、そういったものを装着したりして拘束できるのですか。

西平首席 戒具として手錠を使用できることが定められております。

大橋委員 分かりました。

被収容者を隔離する部屋は、特別な構造の頑丈な部屋ですか。

西平首席 状況にもよりますが、まず基本的には単独室での隔離になりますが、激しく暴れる、あるいは自傷行為に及ぶような場合には、保護室という特別な部屋が備えられております。こちらは、壁が柔らかい木製などになっており、被収容者が受傷しにくいような構造になっております。

大橋委員 分かりました。

それから、被収容者が物を壊した場合、彼らに損害賠償をさせるのですか。

西 平 首 席 物を壊した被収容者に対して、支払の意思があるかどうかの確認は  
行っております。

大 橋 委 員 意思がないと言ったら、どうするのですか。

西 平 首 席 意思がない場合や支払能力がない場合には、国の費用で補填修理と  
いうところになるかと思えます。

大 橋 委 員 ある場合は払わせるのですね。

西 平 首 席 払っていただけるなら、払っていただいております。

大 橋 委 員 いや、払いたくないと言ったら、払わせないでいいのですか。

西 平 首 席 強制的に払わせるということは。

大 橋 委 員 できない。

西 平 首 席 はい。

大 橋 委 員 そうですか。

それから、医療の問題についての質問ですが、被収容者が医師に対していろいろなことを強要したり、脅迫したり、暴言を吐いたりということは、想像に難くないのですけれども、そういった場合、医師は強要や暴言、脅迫に毅然として対応しているのか、それとも、やはりなかなか難しいので、言うことを聞いてしまう傾向が強いのか。

それから、被収容者の診察時には職員が立会いをしていますね。被収容者が強要や暴言、脅迫などを行っている場合に、立会いをしている職員は、どういう介入をしているのでしょうか。

それから、もう一つは、外部の病院に連行して入院なり受診をさせ

たときに、庁内診療と似たような態度を取ったときに、外部の病院としては、普通は嫌な思いをするわけですから、そういうことがあってから、病院との関係が悪くなって、以後の診療を断られるというような事例はございましたでしょうか。

西 平 首 席 3点の御質問で、まず1点目の、医師が脅迫あるいは暴言を吐かれて、どのような行動に出るかというところですけども、当然医療的には適切な判断をしていただいていると思っておりますが、患者の方から暴言を吐かれて、強要されて、それに屈しているかどうかという部分については、若干、我々では判断しかねるところはあります。

大 橋 委 員 要するに、言いにくいということですね。

西 平 首 席 そうですね。

2点目の、そういった場合職員はどうするかということですけども、被収容者が激しく暴言を吐くようでしたら、職員が、やめるように被収容者をなだめております。

大 橋 委 員 なだめてもやめなかった場合、どうするのですか。

西 平 首 席 先生に確認した上で、診療を終えることはあります。

大 橋 委 員 そうすると、強制的に診療室から退去させるのですか。

西 平 首 席 もちろん本人に対して診療を終える旨を告げた上で、退室を願いますけれども、退室しない場合には、制止した上で退室していただくということはありません。

大 橋 委 員 それで、そういうことをして、暴言、脅迫に及んだとしても、ペナルティーらしきものは全くないのですね。それは脅迫だぞとか、それ

は強要だぞと言って、言葉で制止したとして、聞かなかった場合に、それに対してペナルティーはないのですね。

西 平 首 席 それはありません。

大 橋 委 員 分かりました。

それから、収容施設にはインフォーマルな、いろんな文化がありますから、被収容者が投薬を受けた薬剤を実際は飲まずに隠匿しておいて、そして、不正使用というのですかね、収容者同士で賭け事に使ったり、恩を着せたりして上下関係を作ったりということがあり得ます。

そういうことを防止する意味で、捜検というか、部屋の居室の隠匿物を定期的に、あるいは不定期に調べるといったことはありますか。

西 平 首 席 まず、被収容者が飲んでいる薬の隠匿という部分では、先ほど投薬作業の中で触れましたけれども、いわゆる看守勤務者が、収容されている方に処方薬を配って、服用するまで確認をさせていただいております。

大 橋 委 員 その場で被収容者が口を開けて、薬を飲むのを見ているわけですか。

西 平 首 席 はい、見て、確認しております。

ただし、中にはやはり飲んだふりをして、舌の裏に隠すといったような行為もございます。

大 橋 委 員 昔の精神病院では、看護師の前で薬を飲んだふりしてトイレが詰まっていたということがありましたからね。

西 平 首 席 御指摘のとおり、そういう隠匿をされている方もおられるのは事実だと思います。

大 橋 委 員 見つかって、特にペナルティーはないですね。

西 平 首 席 検査して、回収はします。収内検査という形で、居室、所持品の確認はさせていただくことはあります。

大 橋 委 員 秩序を保つのが非常に大変ですね。

西 平 首 席 まさに御指摘のとおりです。

宮 崎 委 員 先ほど、糞尿の関係とか、そういうことについては、特にここ3年ぐらいの間、収容の長期化によってかなり増えてきたという認識でよろしいでしょうか。

西 平 首 席 一概に、収容が長期化しているから、処遇困難者が増えているという位置付けではないですけども、確かに収容が長期化してきている傾向は事実でございますし、それとともに処遇困難者が増えているという、感覚的なものはあります。

宮 崎 委 員 先ほど、明確なペナルティーと言われたのですけれども、昔ですと、収容期間が半年か1年程度となった時点で仮放免により出所させるということもあったので、御褒美といたらおかしいですが、被収容者は皆、出してもらいたいでしょうから、そのようなプラスの面もあって、暴れることが少なかったと思います。今、ペナルティー以外のところで、逆に、中にいる人たちに、こういうことをしてあげたら、そういった今の処遇問題が発生しないというようなアイデアというのは何かあるのですか。

西 平 首 席 なかなか難しい質問になりますけれども……

宮 崎 委 員 いや、今のところで、長期化させて、力で押さえつけてまして、さら

にまた力を下さいとおっしゃっているのだけれども、それは、全部押さえようとしても、絶対不可能な話のような気がするので、何らかの改善策みたいなものが組合せになってこないと、うまくいかないような気がするのですが、具体的なアイデアは余り思いつかないということなのではないでしょうか。

西平首席　　まず、収容の長期化の防止という観点では、やはり退去強制が決定されて、収容されている状況ですので、まずは送還していただければ……

宮崎委員　　そのことは別に議論するので、収容者に対して、今の状態を改善するためには、何かいい方法はありませんかということです。昔は多分、仮放免が一つの御褒美みたいになっていたのだらうと思うけれども、今のところでは、何かほかに改善策というのは、あり得ないのでしょうかということなのですからけれども。

寺脇委員　　今、首席がおっしゃったことが全てなのでしょう。

西平首席　　正直、我々といたしましては、やはり送還を行うという前提の上での収容となっておりますので、先生御指摘のとおり、仮放免ということを書いていくと、なかなか先に進まない……

宮崎委員　　別に仮放免だけではなくて、いろんなオプションの中で、強くいくオプションだけを言われている感じがするので、ほかに何かいい方法はないかという御質問をしたつもりなのですからけれども。

安富部長　　今のところは、特に格別の御検討されているわけではないということではないでしょうか。

宮崎委員　　分かりました。

安 富 部 会 長      本日はどうも、お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございました。これで終わります。

それでは、岩永統括にお願いしたいと思います。

岩 永 統 括      東京出入国在留管理局執行第一部門統括入国警備官をしております岩永と申します。

現在、被退去強制者の退去の確認業務の現場責任者として、毎日業務に従事しております。

東京出入国在留管理局においては、被退去強制者のうち大部分の者は、自ら帰国を希望し、帰国費用を支弁して帰国しております。しかし、かたくなに送還を忌避するなどの被退去強制者については、入国警備官が送還先まで同行する、いわゆる護送官付国費送還を実施しております。

これらの者については、退去強制令書が発付された後も、なおも様々な理由を申し立てて送還を忌避している者であり、入国警備官が様々な場面において、自らの意思で帰国するように面接指導しているところでもあります。それでも自らの意思で帰国に応じない者について、護送官付国費送還を実施しております。

国費送還の設定に当たっては、対象者、従事する職員及び関係者等にできる限り負担の少ない手段、日程を選定しているところです。

このように、護送官付国費送還は、退去強制手続の最終的手段として実行しているところですが、当局のみで完結する手続ではないため、慎重かつ丁寧に事前準備を進めているところです。しかしながら、送還を実行するために準備が整ったとしても、送還日直前や当日に対象者が難民認定申請を行い、あるいは訴訟を提起するなどした場合には、送還を中止せざるを得ません。

また、対象者の搭乗を問題なく完了した場合であっても、当該者が航空機内で抵抗するなどしたときには、当該航空機の機長の判断で搭乗を拒否されることもあります。

当然、この対象者については、送還を中止した上で当局に再収容することになるのですが、再収容後、これらの送還を中止せざるを得なくなった事案は、送還忌避者の間で広まり、次の送還忌避者が送還対象者となったときに同様の抵抗手段を執られることもあります。また、送還を再設定する場合には、ほぼ最初からの交渉となり、時間を要することもあります。このような者は、再収容後に処遇困難者となるなど、送還失敗によって様々な弊害が生じることがあります。

護送官付国費送還を実行するまでには、様々な機関等との調整が必要になります。

まず、送還を忌避する被退去強制者については、入国警備官が様々な場面で面接指導を行っております。これは、退去強制令書が発付された被退去強制者について、可能な限り自らの意思で帰国してもらうことが重要であると考えているからです。しかしながら、人の内心を変えることは非常に難しく、なかなか帰国に翻意しないことが多いように感じます。

次に、これらの面接指導内容等や当該者の記録等を再調査して、内部的な意思決定を行っていきます。それと並行しまして、被退去強制者の国籍国の在日外国公館と交渉を行います。これは、送還を忌避する被退去強制者について、その受入れを拒否する国や有効な旅券を所持しない被退去強制者について、渡航文書を当該者からの発給申請なく発給していただくために必要なことです。

在日外国公館の中には、当局の送還業務に理解を示しながらも、本国法に渡航文書の職権発給に応じる規定がない、被送還者やその関係者から抗議や訴訟などのリスクを考えて、送還忌避者の送還協力を消極的にならざるを得ない状況があるなどと発言する公館もあります。

次に、被退去強制者の国籍国までの送還ルートを選定、使用する航空機を選定等についてです。これは、被退去強制者の送還は、一般人の観光や国籍国への帰国、ビジネスマンの出張等と違って、航空会社において、そもそも被退去強制者の搭乗を認めない、被退去強制者の搭乗に当たって全件本社で判断するなど、搭乗に当たっての社内ルー

ルを設けている航空会社がほとんどです。

航空会社は、利用者に安全で確実、定刻どおりに快適な移動空間を提供することを目的としているところがほとんどであります。被退去強制者の送還の場合には、航空機の安全運航、一般客への影響を考慮して、遅々として交渉が進まないこともあります。

これらの調整が済んだ後、被退去強制者の状況に応じた護送官の選定をすることになります。外国においては、徴兵制を採っている国も多くあり、これらの国籍者については、相当程度の訓練を受け、体格の大きな者も多く、体力的に恵まれている者もおります。こうした者に対応するため、入国警備官も日々訓練を行っているところですが、十分でないところがあるのも確かです。

そうした場合、航空会社に対して、保安要員を要請する場合がありますが、当然、保安要員が用意できないところも多く、護送官を増やして対応せざるを得なくなります。

これまで述べたことは事前準備の一部ですが、護送官付国費送還の実施までには、全ての案件において、同時並行的にこれらを行っていくわけであり、被退去強制者の国籍や利用する航空会社によって進捗状況が違い、また、その国のお祭りや国際会議の開催等で航空会社の座席確保ができないなど、様々な要因の影響を受けるのも確かです。

時間や人員をかけてようやく送還実施日となっても、被送還者の暴行・脅迫等により、民間機の機長から搭乗を拒否され、送還不能になることもあります。

ある国籍国の被退去強制者の護送官付国費送還を試みたものの、当該被送還者が航空機搭乗後に乗務員に対し、飛行中に暴れるなどの不穏な発言を現地の言葉で発したことで、機長から搭乗を拒否された事案があります。この事案は、被送還者が機内において暴れたり、大声を出したりすることはなかったものの、航空会社側への脅しともいえる不穏な発言のみをもって、機長から安全阻害行為とみなされ、搭乗を拒否されたものです。

その後、改めて在日外国公館や航空会社と調整を行い、護送官を増員して送還を実施しましたが、同様に乗務員に対して、現地の言葉で発言したことで、前回と同様に機長判断で搭乗が拒否されたという事案がありました。

そのほか、取消訴訟の出訴期間中も含めて何らの動きもなかった者について、送還の直前になって初めて難民認定申請や行政訴訟の提起が行われ、送還計画が頓挫することもあります。

このような手続が開始されれば、手続の終結まで相当期間を要することとなり、在留資格制度を在留管理の基本としている我が国において、退去強制手続において本邦における在留活動を中止させたこれらの被退去強制者について、長期間収容せざるを得なくなる場合もあります。

送還が頓挫すれば送還は仕切り直しとなり、当然、航空会社に対するキャンセル料等の負担も発生するほか、再度の送還実施のために、膨大な調整も一からやり直しとなります。

一例ですが、アフリカ国籍の被退去強制者の送還を、航空機搭乗後に航空会社が搭乗を拒否したことによって中止した場合、約100万円のキャンセル料が発生しました。これは、保安要員を要請した事案でありました。

送還妨害行為にもかかわらず、送還を安全・確実に実行するためには、当局独自の送還手段を有するのが一つの策と考えますが、すぐに導入することは難しく、現状では個別的な護送官付国費送還を粛々と行いながらも、民間航空機をチャーターすることによる集団送還を実行することに頼らざるを得ないものと考えます。しかしながら、集団送還の実行には個別送還以上に多大な手間と費用がかかり、頻繁に実施できるものではありません。

人を扱う退去強制業務、特に送還部分においては、現在の体制では十分とはいえず、送還促進のための体制整備を望むところです。また、この専門部会で、送還の更なる促進に向けた様々な方策を出していただけると幸いです。送還が促進されれば、現場の職員の士気も高まる

ものと考えます。

安 富 部 会 長      ありがとうございます。

野 口 委 員      貴重なお話をありがとうございました。

二つほど御質問させていただきたいと思うのですけれども、令書の執行、つまり送還の最後の手段として、護送官付国費送還があるというお話を教えていただきましたが、この護送官というポストはどのようなポストなのかというのが、1点目の御質問です。

入国警備官が兼ねられているのかなとは思っているのですけれども、法律上は何か、私が今見た限りでは見当たらない言葉なので、特殊なトレーニングで人材を育成されているというような、護送官になったら、ずっと護送官のポストに就かれるというようなタイプのものなのかどうかを教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、入管法第52条第2項に、警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りない等々の要件を満たしたら、退去強制令書を執行することができるという規定があるのですね。これが現場で使われているのかどうか。警察官などが執行を担うという場面がどのくらいあるのかを、もし教えていただけるようであれば、教えていただけたらと思います。

岩 永 統 括      一つ目の「護送官とは」というところになりますけれども、退去強制令書の執行は入国警備官が行うことになっております。

護送官の定義は法律上ありませんけれども、いわゆる護送に従事する入国警備官として、護送官という言葉を使わせていただいております。

今現在は、特に規定はございませんけれども、護送官付国費送還の場合には、対象者の方が物理的な抵抗、要は暴れたりなどした場合に、制圧等の有形力の行使も必要になってきますので、本庁主催で送還従事者訓練を受けて、その訓練を修了した者を護送官として従事させる

ようになっております。ただし、人間的な面もあって、ずっと護送に従事するわけではなく、一般的な人事異動によって違反調査の部門等に異動することはあります。

二つ目の52条の2の警察官や海上保安官に対する退去強制令書の執行の依頼というところですが、実務上、お願いしている事例は、ほとんどないと思います。

野口委員 ほとんどないという言い過ぎですか。

岩永統括 私の経験上、今のところ、ほとんどないと思います。

野口委員 分かりました。ありがとうございます。

明石委員 御説明ありがとうございます。

2点ございまして、お話しされたのは、どちらかという、民間の航空機を使った場合の国費送還のケースで、お話の最後の方で、集団送還に関しては、やはり費用の問題が大きいのしかかるという話でしたけれども、費用以外で何かリスクや問題点が具体的にありましたら教えていただきたいです。

2点目は、実は先ほどのヒアリングで伺いたかった質問でもあるのですが、収容の場合は、看守勤務の方が今疲弊していて、離職・退職が増えているという話でありましたが、送還の場合は、護送官というような大変な仕事もあり、いずれにしましても、収容や送還にじかにかかわる職員さんたちに対するストレスチェックのようなものは、組織内でなされているのかということについて質問させてください。

岩永統括 まず、一つ目のチャーター機の問題については、まさに、チャーターさせてもらえる航空会社というのがなかなか見つからないというところが大きな問題の一つだと思います。

日本から飛ばす分にはいいのですが、現地での受入れ体制、航空機の到着、入管当局との交渉などの円滑な受入れ体制などができるところということになると、チャーター機送還を受けていただける民間の航空会社というのは少なくなると思っております。

チャーター機送還では一般のお客さんがおられないので、暴れたり大声を出したりする者が機長の判断で搭乗を拒否されるということがありませんから、非常に有効だとは思いますが、そういった意味で問題があるのかなと私個人は考えます。

二つ目ですが、ストレスチェックに関しましては、一般的な職員としてのストレスチェックのものはありますが、護送官、送還に従事する者のみを対象としたストレスチェックというものはありません。

明 石 委 員 御存じでしたら、看守勤務者の方はいかがですか。

岩 永 統 括 私が知る限りでは、同様に、看守勤務者に特化したストレスチェックというのはなかったと思います。

明 石 委 員 ありがとうございます。

宮 崎 委 員 先ほどちらっと言われたのですけれども、結局チャーター機がだめで、受入れ国側の事情とか、難民認定あるいは訴訟行為、仮放免中の逃亡のほかに、今の送還妨害行為というのが出ているのですけれども、これを解消するためには、費用をかけて、国の飛行機が要るぐらいの感じなのですかね。ほかには、この妨害行為に対応するべきものは、本人が納得しない限りは帰るのが難しい状態ということですか。

岩 永 統 括 確実にということであれば、それが一番有効だとは思いますが、今現在、航空会社によって理解の度合いが違います。例えば、入国警備官がきちっと制圧行為をしていれば搭乗を拒否しないという航空会社もあったり、それぞれ機長の判断によりますから、その機長によっ

て変わってくるところがありますので、なかなか一概にはいえないのではないと、私は理解しております。

宮崎委員 年間でどのぐらい、こういう送還妨害行為が行われているのですか。

岩永統括 小さいものから大きいものを含めて、件数的には多くはないと思います。その前段階で、私たちが準備をかけて、面接指導等々をして、そういった行為にならないように、事前に対応する形にはしております。

したがって、正確な数字は分かりませんが、件数はあまり多くはないのではないかと考えております。

宮崎委員 分かりました。ありがとうございます。

安富部会長 岩永統括、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、難民支援協会の石川様から話を伺いたいと思います。

石川代表理事 皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました、認定NPO法人難民支援協会にて代表理事をしております石川でございます。

このたびは、貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございます。収容・送還の課題、難民保護の視点からということで、話をさせていただければと思います。

本来のヒアリングでしたら、当事者の方の声をぜひ聞いていただきたいという思いがございます。もちろん難しいということは承知しておりますので、難民申請者の方々、難民の方々に、私ども20年間寄り添ってまいりましたが、こういった現場の視点から、彼らの声を代弁できるように発表させていただきたいと思います。

資料の確認ですけれども、年次報告書に挟まって、2種類、本日は使わせていただきます。縦のものが本日のレジュメになっておりまし

て、横のものが参考資料として、適宜見ていただくものになっております。

本日、主に二つのパートに分けて発表させていただきます。

まず初めに、簡単ではございますが、私どもの団体の御紹介、そして後半に、部会に対しての御提案という形で、背景、御提案、具体的なものをお話しさせていただきます。

早速、弊会の御紹介から入ってまいりたいと思います。

弊会は、日本に逃れてきた難民を支援する認定NPO法人でございます。1999年に設立されまして、難民認定のための法的支援や衣食住などのセーフティーネットを確保するための生活支援、また自立に向けた定住支援を行っております。さらに、難民を受け入れることができる日本社会を目指し、政策提言や広報を行っております。

これまでに、約70か国6,000人以上へ支援を提供させていただきました。支援は、事務所の扉をたたいた人全てに同じく提供させていただくということではなく、個々に必要性を考慮して判断させていただいております。考慮の結果、支援をお断りするという方々もいらっしゃいます。6,000人以上というのは、そういった方を含めない数字でございます。

弊会は、UNHCRのパートナー団体でございます。年間予算規模は1億6,000万円ほど、スタッフ30人弱でやっております。詳しい団体概要は、お手元の年次報告書、また20周年のチラシ、ニューズレターなどを御覧いただければと思います。

御提案の中身のほうに入ってまいりたいと思います。

収容・送還に関する議論に対して、庇護を要する者を適切に保護するための政策をぜひ優先的に考えていただきたいと思います。と考えております。

難民認定制度に関する専門部会が2014年に行った提言の半数近くは、いまだ実施されていないと理解しております。参考資料の1ページ目に、赤の点線、実線で、いまだ実施されていないところが把握している政策を紹介させていただきました。

このような状況下で、送還を促進するための議論だけが実施されて

いることは、難民として保護されるべき者が誤って送還される危険性をはらむものだと考えております。また、難民認定申請者が収容されていること自体が、難民認定申請者の心身をむしばみ、難民認定手続を困難にしております。

よって、庇護を要する者を適切に保護するための政策、具体的には、これから申し上げる御提案の3項目の実施を経た上で、当部会での御議論やそれを踏まえた措置を実施いただきたいと思いますと考えております。

背景から申し上げます。難民認定制度と収容・送還に関する議論の関連をお話しさせていただきます。

データをお示しさせていただきますが、被収容者のうち、約46%は難民認定申請中といわれています。また、送還忌避被収容者858人のうち582人、約68%は、難民認定申請を行った、若しくは行っている人ということで、収容・送還に関する議論の対象に、難民認定申請者が含まれている可能性が大いにあると考えております。

ページをおめくりいただきまして、釈迦に説法ではございますが、国際法上の原則として、ノン・ルフールマン原則を御紹介させていただきます。締約国は、難民を生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放してはならないということで、これに定める形で、入管法第61条の2の6第3項に、難民認定申請中には退去強制を執行しないという規定があると理解しております。

また、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請についてですけれども、2015年9月の難民認定制度の運用の見直しで導入されまして、一昨年1月の更なる運用の見直しによって、変更を経て実施されていると理解しております。これによって、いわゆる濫用・誤用的な申請というのは大幅に減っていると理解しております。

参考資料の3ページ目を御覧いただければと思うのですが、案件振分けについて、政府の資料をまとめさせていただきました。

(3)の案件振分けの状況について、少し御説明させていただきたく存じますが、A案件の方々は、難民条約上の難民である可能性が高い方、B案件は、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を

主張している方，C案件は，理由なく申請を繰り返し行っている方，D案件は，それ以外の方となっております。

政府の答弁などを拝見いたしますと，B・C案件を濫用・誤用的な申請として位置づけられていると理解しておりますが，下の棒グラフで，B・C案件をオレンジとグレーで表現させていただきました。それによると，2017年から2018年にかけて，大幅なB・C案件の減少が見られますので，これは案件振分けですとか，更なる運用の見直しの一定の結果であると理解しております。

次に，日本・世界での難民認定状況に関して御説明させていただきますが，やはり非常に難民認定が厳しいといったことが複数回申請の背景にあるのではないかと考えております。下は英語文章になっておりますが，UNCHRからも厳しさについて指摘があると理解しております。

また，次の表は，細かくて恐縮ですが，日本における難民認定申請上位20か国での世界での全体での申請庇護状況について示してございます。赤字となっているところが，入管庁で作成された送還忌避者の実態についての難民認定申請者の部分で，具体的に挙げられている国々となっております。見ていただくと，ゼロではないということをお指摘させていただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして，次の表は，日本及び主要国での庇護状況になっておりまして，今赤でお示しした国々のうち4か国の1982年制度開始からの難民認定申請などの実態と，それを2006年からでございますが，ほかの先進国での申請者数のデータと比較したものでございます。認定されている人，人道配慮による在留許可を得た人が他国でいらっしゃるということがお分かりいただけるかと思えますし，日本に関して一つ申し上げさせていただくとすると，やはりトルコ国籍の難民認定者数が1982年から0人であるということは，御指摘させていただけるかと思えます。こういった厳しい状況から，やはり複数回申請に至っているという方がいらっしゃることは御指摘させていただきたいと思えます。

こちらから、以前支援させていただいた方をお一人、御紹介させていただければと思います。ちょっと大きな画像で、お手元の資料でお配りするのも何なので、お顔だけ見ていただきたいと思います。画用紙のほうに貼らせていただきました。エチオピアから来られたブルクタウィットさんとおっしゃる方です。参考資料4のほうに経緯をまとめてございますが、2007年にエチオピアを逃れて、成田空港へ到着されました。その際、入国拒否、収容になっています。難民認定申請をされましたが、1年にわたり収容されて、その後、仮放免となっています。

このときの収容などによって、例えば難聴ですとか記憶障害などの症状が長年続くことになりました。仮放免から半年後に、難民認定申請の審査の結果が出ましたが、不認定、その場で収容、そして送還に向けて、成田空港への移送がありました。弁護士さんなどの働きもありまして、再申請をすることができまして、その結果、送還が止まったということでした。裁判を経て、3年後に難民認定されています。

現在は帰化をされて、子育てをしながら、働きながら暮らしていらっしゃるということですが、こういった方も、切り取り方によっては再申請者でいらっしやいますし、送還忌避者であった可能性というのも大いにあるわけで、御議論の中で、こういった方がいらっしやるということをぜひ御紹介させていただければと思っております。

最後に、御提案として3点、挙げさせていただきたいと思っております。

1点目は、難民申請者の収容を原則回避するための制度の構築となっております。

難民申請者が収容されることにより、手続的な悪影響がありますし、また心身に与える悪影響とかも非常に大きくございます。そのため、収容代替措置や仮放免制度などの積極的な活用によって、難民申請者が原則収容されないような制度をぜひ構築していただきたいと考えております。

収容代替措置は、法務省、日弁連、難民支援団体のネットワークである、なんみんフォーラムの官民連携によって実施をされております。この三者が、2012年に合意を取り交わしまして、その後、収容代替措置というものが本格化してまいりました。

お手元の資料の5ページ、6ページ目に、収容代替措置による実施の御報告がありますので、お時間があるときに御覧いただければと思いますが、2011年から36名の方を収容代替措置により、NGOが支援させていただきました。申請中の生活や法的支援、また結果を受けた後の帰国支援など、寄り添った支援をさせていただいております。

現状により、この仕組みの中で、逃亡者はいないということを確認しております。私ども支援をしているNGOとしては、こういった官民連携によって支援をしていくことによって、収容を減らしていくということを強化してまいりたいと思っております。

また、空港で庇護を求めた方々の処遇に関しましては、空港で庇護を求めると、現状では多くの場合収容され、その収容も長期間に及ぶということを理解しております。釈迦に説法ではございますが、難民条約第31条第1項は、不法入国を罰しないということになっておりますので、また現状でも、一時庇護、上陸許可や仮滞在許可といった現状ある制度を活用することによって、収容を解いていくということがより広がるようにという思いを持っております。

2点目は、難民認定手続の改善でございます。

難民申請者は、世界中どこに逃れても、ある程度の水準の審査によって難民か否かを判断されるべきと考えます。この観点から考えますと、日本の難民認定制度は、まだ他国と比べて改善の余地が大いにありと考えております。

下の表では、例えば弁護士同伴の可否などに関して、他国との比較を掲載させていただきました。また、こういった厳しい手続上の制約、そして、難民認定が厳しいということによって、複数回申請に至っている方もいらっしゃるということを御紹介させていただければと思

います。

では、裁判があるのではないかということはあると思うのですが、やはり代理人からの支援を得て訴訟を起こせる方も多くないという現状がありますし、毎年2桁程度と理解しております。具体的には、2018年で30件ということで、難民認定申請者の全体数を考えますと、決して多くない数になっております。

また、裁判で原告側が勝訴したときに、最終的に法務大臣によって再度難民不認定となり、人道配慮による在留許可を受けている方々もいらっしゃるにしまして、こういったことは課題ではないかと考えております。

最後は、難民や人道配慮の定義の明確化になっております。

2014年の難民認定制度に関する専門部会による報告書では、保護対象の明確化などの指摘がございました。とりわけ、難民の定義の明確化に当たっては、迫害の定義や十分のおそれの程度などに関して、他国で実践されているように、ガイドラインによって明確化していただくということが望ましいと考えております。

以上、非常に駆け足ではございましたが、御説明させていただきました。貴重な機会をありがとうございます。

安 富 部 会 長      ありがとうございました。

それでは、委員の皆様の方から御質問があれば、お願いいたします。

柳 瀬 委 員      どうもありがとうございます。

難民認定制度が厳しい、厳しいとおっしゃいますけれども、私は、自分自身が十数年間かかわってきて、難民に認定した人は、絶対難民だと思いますし、実際に庇護や在留特別許可をすべきだと申し上げた人には、絶対そうしてほしいなと思います。しかし、難民に認定しないという結論を出した人に関しては、石川さんが一緒に面接して下さっても、難民に認定できない方だと思います。

こういう意味で、厳しい、厳しいということが、何か参与員の能力に問題があると言われていたみたいな気がして、ちょっと困ったなどというのが本音でございます。

厳しいというのが、何をもちて厳しいとおっしゃっているのか、難民として認めていないというのが厳しいのか、それとも、より人道配慮による特別在留許可をすべきだという部分を厳しいとおっしゃっているのか、それとも、難民認定申請者を最初から難民ではないと見据えて対応しているという部分が厳しいとおっしゃるのか、お教えいただければと思います。よろしく申し上げます。

石川代表理事 柳瀬さん、尊敬するNGOの大先輩でいらっしゃいますので、御質問いただき本当にありがとうございます。

「厳しい」の中身に関しまして、御説明させていただければと思います。参与員の方々、本当に柳瀬さんのように、大尊敬させていただいている方が多くいらっしゃいますので、そういった方々の資質に関して、疑問を持っているということをごここで申し上げたいのではなく、やはり定義ですとか審査基準、そして手続に関して、国際的にUNHCRが守るべきとした基準が守られていない部分があるのではないかとといった厳しさに関してという観点から、厳しいと申し上げさせていただきます。

例えばですけれども、難民の定義に関しまして、日本では、難民に関する専門部会がより明確化するべきだと提言したことがありますので、この定義が明確化され、公表されていないということは、ある種、厳しさの表れなのかもしれませんが、判例でいわれている難民条約上の迫害の定義と、国際的なUNHCRのガイドブックでいわれている難民の定義にはかなり隔たりがあるところがあると考えております。

例えば、昨年、初めて同性愛の方が難民認定されるということになりましたけれども、それまでは不認定になったという方もいらっしゃいました。そういった我々が分かる範囲での一つ一つの事情を見る限

り、やはり国際的に難民であると、迫害を受けるおそれがあると認められる基準と、実際に難民として日本で認定される方の間にはギャップがある、そこが厳しいということはあると思います。

また、支援をさせていただいている中での厳しさに関しましては、難民申請にかかる期間が平均して2年半と解しておりますし、一昨年、難民認定された方の中で、最長10年掛かって難民認定されたという方がいらっしゃいました。

そういった現状を見てまいりますと、そういった間に、生活支援にアクセスできることもなく、就労を許可されることもなく、ホームレスになってしまっているというような方がいらっしゃるということ自体も、非常に厳しい状況ではあると思っております。

現在、私どもも越冬支援をしておりますけれども、民間団体が越冬支援をせざるを得ない状況というのは、やはり官民の連携によって乗り越えていきたいですし、そこも厳しさの表れとして、制度的にも改善をお願いしたいと考えている点です。

野 口 委 員 貴重なお話と、それから御提案をありがとうございました。

ここは収容と送還の話なのでありますが、難民認定申請者の収容を原則回避せよという御提案は、難民申請手続ともかかわるものであると思いますので、それにかかわり、1点、今日御準備いただいた資料について、お考えをお伺いできたらと思います。

資料の1枚目、2014年に難民認定制度に関する専門部会の公表した報告のうち、赤線で囲まれた部分は実施されておらず、赤い点線で囲まれた部分は限定的な実施にとどまっているとされています。この資料は、提言の内容は全てパッケージとして網羅的に進めていくべきだという御趣旨でお出しになられているのかどうかということをお伺いしたいです。

石川代表理事 御質問ありがとうございます。

この2014年の専門部会で、非常に熟議をさせていただいたと思っ

ておりますし、その熟議の中で、今の日本で、よりよくしていける部分として提言が出ているということであれば、そして私どもは、この提言の赤線で囲われた部分が、日本の中でかなえられていくということを非常に期待、希望しております。全て、あるいはパッケージというのが、一括してという意味であれば、私どもとしては時期に関して前後というのはあってよいかと思っているのですけれども、ぜひここにある赤線で囲われたことというのは、かなえていただきたいと思っております。

野 口 委 員 同時期にという趣旨ではなくて、報告書の提言というのは、多分、全体像を見据えて、真正の手続は早く通す、不真正なものについては、言葉は悪いですがけれども、早くはじくというのですかね。複数回申請が今、自由にできるということも含めて、不真正な手続についての複数回申請の問題も見つめ直すという趣旨が含まれていると思うので、そこも含めて、時期はいろいろだとは思っているのですけれども、単に難民認定数を増やす方向にということだけではなく、報告書の内容を全体として受け入れていただいているのでしょうかという御質問です。

石 川 代 表 理 事 報告書の中で、私どもが必ずしも賛成していない点もございます。ただ、この提言に書かれたものの、赤線に囲われたものに関しては、ぜひ進めていただきたいというふうに思っている点ですし、例えば、モニタリング会議などのように、B案件、C案件の、実際の結果に関してモニタリングをしていくということが実施されていたと理解しておりますけれども、途中から経過に関して見えなくなっていると思いますので、そういった止まっている部分に関しても、実施していただきたいと思っております。

安 富 部 会 長 本日は貴重な時間をどうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、児玉弁護士から御説明を頂きたいと思っております。

本日はお忙しいところお越しいただき、どうもありがとうございます。  
す。どうぞよろしく願いいたします。

児玉弁護士 お時間を頂きまして、ありがとうございます。弁護士の児玉です。  
時間もないので、ちょっと早速ですが、一つ見ていただきたいもの  
があります。

(動画再生)

冒頭ちょっと見ていただいたのですが、これは、2014年3月2  
9日午後7時頃に、東日本入国管理センターで叫んでいるカメルーン  
人男性の映像を御覧いただきました。この方は、その翌日の午前7時  
ごろに、センターの中で亡くなっているのが発見されています。救急  
車は呼ばれませんでした。

現在、国家賠償請求訴訟の途中です。明日も期日があるのですが、  
責任の当否は今裁判で争っていますから、何も言うつもりはありません  
けれども、この方は、その前の年の11月に日本に上陸して、難民  
認定申請をしていました。当然、難民認定申請中ですから、強制送還  
は法律上できないわけです。その送還のできない人を、このように何  
か月も収容し、その結果、医療も受けられずに亡くなっている。これ  
は法的な責任云々以前に、そういう事実が間違いなくあるわけです。

こちらにいらっしゃる方もいろいろお考えがあると思いますが、入  
管の収容というのは、あくまで強制送還のための収容であるはずで  
す。このような難民認定申請者、強制送還できない人を収容していたこと  
が、このような結果につながったこと、それは少なくとも条件関係と  
してあるのは間違いのないと思います。一刻も早く、強制送還以外の目  
的での収容はやめていただきたいということから、そういう視点で、  
私は今日、お話をさせていただきに来ました。

(平成30年2月28日付け「被退去強制令書発付者に対する仮放免  
措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について(指示)」  
をスライドで示す。)

こちら、皆さんも当然御承知の、仮放免の厳格化に関して2018

年2月28日に出された指示です。この中で、再犯のおそれもいろいろあります。私がお聞きしたところだと、私どもの仲間の渡邊彰悟弁護士が情報公開請求でこの通知を請求したところ、かなり真っ黒塗りになったものが出てきまして、それしか私たちも見られていなくて、情報公開の裁判を今やっているところなのですが、委員の皆さんにも、全くその黒塗りにされたものしか配られていないということをお聞きしております。

しかし、この収容の在り方を考えるところで、委員の方にもそれすら見せないというのは、本当に間違ったやり方だと思いますので、ぜひそれは開示していただきたいと思います。ちょっと余計なことを申し上げました。

開示されたものを書いてあるものとして、1番から2番、3番、4番で、重大犯罪をしている人ですとか、再犯のおそれが払拭できない人などが書かれております。2019年10月1日に出された「送還忌避者の実態について」という資料についても、有罪判決を受けている人について、366人いる。その人たちについては仮放免を認めるべきではないということが、一つのスライドの中にはっきり書かれています。これも既にお配りになられた資料だと思います。

ですが、これはやっぱり予防拘禁なのではないかということ、私、いろんなどころでお話しさせていただいていますし、国会議員の方も質問されていると思います。

これを機に、予防拘禁について、ちょっと勉強してみました。御存じの先生方もいらっしゃる中で、本当に僭越で申し訳ありませんが、治安防止法による予防拘禁の要件は、「再犯のおそれが顕著な場合」でした。先ほどの入管の仮放免の指示では、「再犯のおそれが払拭できない場合」です。

治安維持法による予防拘禁の方が、要件が実は厳しいわけですね。「おそれが顕著な場合」です。しかも、裁判所の決定が必要でした。検察官の請求によって、裁判所が決定して認める。そして、期間は2年間です。更新には裁判所の決定が必要でした。もちろん国会の制定

法によるわけです。昭和16年に何回目かの改正法、チャレンジして、ようやく通った治安維持法による予防拘禁でした。

入管による、今の仮放免に関する2018年2月28日の指示によるものと、入管の手続によって、治安維持法による予防拘禁よりも軽い要件で、裁判所の決定も必要なく、2年以上の拘禁ができているというのは、まさにこれ、現代における予防拘禁なのではないかというおそれを非常に強く思います。

数で見ますと、昭和16年から20年までの予防拘禁の数は4年間で62件しかありません。先ほど申し上げましたが、平成30年6月末の段階で、366人が有罪判決を受けていますが、それを理由に仮放免を認められるべきではないということは、入管の資料で出されています。実に、4年間の6倍もの人が1日でいらっしやるわけです。そして、2年以上の更新をする場合には、裁判所の決定が必要なのですけれども、更新拘禁が4、これはですから、2年以上の拘禁が4年間で4人しかいないわけですね。

ところが、入管の収容の場合は、これも去年の6月の段階で、2年以上の収容が250人もいる。予防拘禁の定義をどうするかによりますけれども、ある意味、それは予防拘禁そのものという、少なくとも、治安維持のために身体拘束を伴うというものが、予防拘禁よりも軽い要件で、これだけ多くの数を現実に行われているというのが現状です。これは、まさに長期収容の原因の一つとして、収容を強制送還のためではなくて予防拘禁的に使っていることによって、これだけ増えているというのは間違いのない事実ではないかと思います。これをやめれば、一気に250人減ってしまうわけで、300人ぐらい減らすことができます。

そして、これは昭和27年の参議院の法務委員会議事録です。それ以外の参考になりそうなものもちょっとまとめて、別途ペーパーにお配りしていますが、このときの鈴木一法務省入管局長の答弁ですと、6か月以上の収容はけしからんというふうな質問に対して、これが2年、3年も無期限にいかないのだ、帰れないのだということがはつき

りすれば、これはお話のように、それはまさに問題になると思うのでありますが、2年も3年も先でなしに解決するだろうから、ちょっと今は勘弁してくださいという答弁で、2年、3年の長期収容というのは非常に問題だということを、昭和27年ですから、六十何年前の法務省入管局長はお認めになっていたわけです。

私たち、仲間の弁護士といろいろ話をして、戦後ですとか、あるいはこれも、先ほどの戦前から比べて、いろんなところで人権分野というのは拡張してきて、充実してきたと思うのですが、こと入管の分野に関しては、この一面を切り取れば、明らかに後退しているのではないかと私は思います。

そして、韓国の収容期間については、韓国の弁護士さんが来たときの資料に基づくものなのですが、90日未満が86.9%です。それに対して、日本は180日未満が45.8%で、本当に、韓国は圧倒的に少ない数で、期間でやっているということです。

この問題を解決するためにどうすればいいかということで、そちらのペーパーを書きましたが、収容に関しては、収容の目的を明記、あるいは司法審査を入れる、収容の上限を定めることによって、長期収容は解消できると思います。

2番目は恐らく、この前の難民支援協会の方々がお話しされたと思います。

そして、長期収容、送還ができない人たちに関して、送還を促進するための側面で検討されているということは伺っているのですが、他方で、正規化すること、受け入れることによって解消するというのも、一つの手なのではないかと思います。

その前に、収容に関して、仮放免逃亡罪というのを検討されているということらしいのですけれども、私の知る限りは、仮放免逃亡中の人がどれぐらいいるかというデータは見たことがあるのですけれども、なぜ彼らが逃げているのかということについて、原因の究明がどれぐらい進んでいるというのは、資料としては拝見したことがありません。

自分で考えてみますと、これで見ますと、平成26年、27年、28年で、27年、28年から、どんどん増えていっていますが、他方、仮放免の措置に関する運用と動静監視についてという入管内での通達が出て、動静監視を非常に厳しくしている時期と、増えている時期が大体リンクしているわけですね。

これは何なのかというと、やっぱり仮放免の条件を皆さん御承知かどうか分からないのですが、例えば、自分の住んでいる都道府県から一歩も出てはいけないであったりとか、他県の自分の友達のところに行く、あるいは弁護士事務所に行くのでも、一時旅行許可を取らなくてはならない。それをちょっと怠っただけで、前は見逃してもらっていたというか、「次注意してね」ぐらいで終わっていたのが、最近では本当に厳しく、条件違反を問われて、仮放免を取り消されて収容されることになっています。

そうすると、どうするか。だから、逃げてしまうのではないのでしょうか。原因はむしろ、入管さんのほうがよく御存じでしょうから、ぜひそれを分析して、開示していただきたいのですが、逃亡者数が増えているというところだけで、上から重しをかけて、逃亡罪を作るというのは早計なのではないのかなと思います。

また、現行法でも、仮放免中の人というのは、オーバーステイや不法上陸など、入管法違反なのは間違いのないわけですから、現行法でも法第70条の不法残留罪で処罰が可能です。ですので、このあたりについて議論されるのであれば、どうして仮放免の逃亡が増えているのかということについても、ぜひ御検討いただきたいと思います。

最近では、2週間仮放免ですから、2週間で、自分で出頭して捕まっている人がいっぱいいる中で、自分が行ったら捕まっちゃうから逃げちゃうと、これは当たり前ですから、これはむしろ、2週間仮放免をやめれば逃亡する人は減ると思います。

最後ですけれども、長期収容の際の原因となっております強制送還の忌避、送還ができない人が溜まっていることについて、送還の促進というのも一つの方法でしょうけれども、諸外国では一斉の正規化と

ということによって、オーバーステイの人を一気に何十万人から何百万人ぐらい減らしているという実績がございます。

そちらも別途、表にしてお配りしましたので、詳しくはそちらを御覧いただければと思いますが、共同提言にも書かせていただきまして、日本でもオーバーステイの人を半減する計画というのがありました。その中で、確かに半減は実現したのですけれども、私、統計を取りましたら、年間1万人ぐらいずつ在留特別許可を出したりして、総数のうちの4分の1ぐらいは在留特別許可、残りの4分の3が強制送還によって減らしているということがありまして、高宅先生いらっしゃると思うのですけれども、高宅先生が法務省入管局長の在任中も、2万人ぐらい在留特別許可によって不法滞在外国人を減少させています。

こうしたことを諸外国で行っているのは、御本人たちの人権というところももちろんあるわけですが、それによって、在留資格をきちんと認めて、既に在留中の様々な活動によって日本語もできるようになっていますし、技能も備わっています。そういう人たちをうまく人材として活用するというのは、成熟した政策の在り方なのではなかのなと思ひまして、御提言させていただく次第です。

さらに、資料の中で少しだけ御説明しますが、それでも送還されたくないという人がいると思います。そこもどういう人なのかということが分かっていないので、想像でしかないのですが、私たちが扱っている事件ですと、やはり日系何世とか、ベトナムの人とか、そういう方々が、きちんと日本に溶け込めなくて、それで犯罪を犯してしまって刑務所に行く。だけれども、家族は全員日本にいて、ブラジルに帰れ、ペルーに帰れと言われても、誰一人いない。

確かにそういう、犯罪を犯して、実刑になった人たちを受け入れるというのは、なかなか理解しにくいことなのかもしれませんけれども、ここの資料でお配りしたヨーロッパ人権裁判所とか国連の規約人権委員会の勧告とかですと、特にこのベルギーでは、随分昔の1991年にヨーロッパ人権裁判所で、147の犯罪行為、22の罪を犯して収監されたムスタキさんという人が、本国モロッコに強制送還された

のですけれども、家族のきずなが大事であり、家族が全員こちらに  
るので、それを引き裂くほどのことでもないということで、これが違  
法だという判決が下されています。ヨーロッパ人権裁判所では、こ  
ういう判決が幾つも見当たりますので、そちらも参考までにお付けし  
ておきました。

安 富 部 会 長     それでは、委員の皆様からの質問等をお受けしたいと思  
いますけれども、いかがでございましょうか。

寺 脇 委 員     御説明ありがとうございました。

大部な資料をお作りいただき、ありがたく思います。恐らくこれ  
は、いろんところで御説明される際にもお使いになっているのだろ  
うと思いますので、その観点で1点だけ、私がちょっと懸念するところ  
と、先生のお考えを教えてくださいたいと思います。

仮放免の厳格化と、それから、治安維持法を対比して説明しておら  
れるのですが、まず、対象になる人のステータスがそもそも違うとい  
うことは、やはり法律家でない人たちに御説明される際に、前提とし  
て説明しておられるのだろうかというところなのですね。

そもそも、本来自由な生活ができる人を予防拘禁していた治安維持  
法と、本来収容されている者を仮放免するかどうかの判断をする際の  
基準として、こういうものを書いている。いわば次元が違う判断を並  
べておられるような気がするのですけれども、いわゆる一般の方に説  
明される際に、これで御説明されて、誤解のないようにしていただい  
ているのかどうか。その辺ちょっと懸念するものですから。

児 玉 弁 護 士     対象が違うというのは、もちろんおっしゃるとおりな  
のですけれども、ただ、人身の自由というのは誰にでもあるものなので、  
そこに区別をする必要はないのかなと思っております。

寺 脇 委 員     その1点でございませぬ。

児玉弁護士 はい。

寺脇委員 分かりました。

児玉弁護士 オーバーステイの外国人でも、人身の自由は原則としてあるというのは出発点です。

寺脇委員 分かりました。

高橋委員 非常に貴重なお話，ありがとうございました。

私の認識に誤りがなければ，児玉先生は『法学セミナー』の一番新しい号にお書きになられていると思います。勉強させていただいております。

2点教えていただきたいのですが，1点は仮放免逃亡罪で，現行法の不法残留罪で処罰可能ではないかというお話だったのですが，これは不法残留罪で積極的に処罰しろという主張では恐らくないと思われるのですが，処罰できるというのは，どういう場合を想定されているのですか。

判例によると，形式的には仮放免状態のときには常に不法残留罪が成立していることとなります。そうすると，条件違反で逃亡したというような場合に対処するというときだけ，不法残留罪で処罰できるのではないかという御趣旨なのか，それとも，やろうと思えば，被仮放免者は一律に不法残留で処罰できるのだということなのか，恐らく後者ではないとは思うのですけれども，どういう場合を想定して，不法残留罪で処罰できるというふうに御主張なのかということがまず1点です。

それと，もう1点は，前提として，現在の退去強制の対象者になっている方々，この方々に対する，退去強制対象者であるという判断そのものについての妥当性・相当性というような点について，どのよう

にお考えなのかなということを確認させていただきたいと思います。

児玉弁護士 仮放免逃亡罪に関しては、お話が出ているということぐらいしか聞いていないので、どこまで言っているのか分からないですけども、僕は判例自体がおかしいものであって、正当行為が成立するのではないかと考えていますので、趣旨としては、現行法でも、仮放免中に逃亡した者を見つければ、オーバーステイということで捕まえられるのではないのでしょうかという趣旨です。

また、2点目の退去強制の対象者に関しては、どういう方が、いわゆる送還忌避者に含まれているのかが、資料からうかがうことぐらいしかできないのですが、恐らくこの前の難民支援協会の方が言ったのではないかと考えていますけれども、例えば難民認定の複数回申請者ですとか、難民認定制度の濫用者ということに関しては、やはり保護すべき人たちが十分救われているとは言いがたいのではないかとすることは考えています。

私自身も難民の事件はよくやっておりますし、そういう中で、やはり裁判などでも、UNHCRのハンドブックですとか、かなり国際的に確立された判例法のようなもの、解釈基準に関して、やはり日本は独自の解釈基準を示している。こういうものについて、それでは、難民条約という同じ条約に入ったといえるのだろうかということは、すごく懸念しています。

私は、東日本大震災の後、被災地の支援のため東北の陸前高田ですとか石巻に15回足を運びました。現場に行き、家に行ったりとか、仮設住宅に行き、あなたの場合、こういう場合には100万円もらえるのですとか、こういう場合支援金は出ませんということを説明しに行ったのですね。それで、大規模損壊、全壊の場合は幾らだとか。でも、法律上は「全壊」としか書いていないわけです。「全壊」が、例えば石巻市では、津波が1階の半分まで来たら「全壊」だけれども、陸前高田では、天井までいかなかったら「全壊」ではないということでは、同じ法律を適用したことにならないのですね。

だから、やっぱり解釈基準を統一しなければ同じ法律を適用したことにならないというのは、そのときすくと自分の中でも入りまして、解釈・運用に関して、多少の幅があるのはもちろん、それはそのとおりでと思うのですけれども、そこが大きく乖離してしまうと、それは同じ条約に入ったことにならない。難民条約に関しては、きちんとほかの国と歩測を合わせる形で、難民認定をきちんとしていただくことによって、送還忌避者といわれている人は相当数減るのではないかなと思っております。

もう一つは、最後に少しだけ言いました、家族の人、入管当局が出されている資料の中から、こういう類型の人たちが送還忌避者であるということは出てこないのですけれども、私たちが現場にいて、事件をやっている人間の体感として、どうしてもやっぱり帰りたくないという人たちは、それでも外に出せない、ビザも出せないという人に関しては、恐らく、さっき言いましたけれども、ビザ、日系人の子供とかで連れてこられて、現場になじめなくて、学校になじめなくて、ドロップアウトしてしまって、犯罪を犯してしまったという人は、私自身の依頼者でもいますし、周りでもそうした事件を受任している人が何人もおります。

そういう人については、やはり日本の在留特別許可ガイドラインなどに照らしても、やっぱりなかなか難しいのだろうとは思うのですけれども、諸外国のヨーロッパ人権裁判所の判例ですとか、そういうものを見ると、家族の結合というのはものすごく、あんなに百何十個も犯罪を犯していて、僕でも、この人が日本で依頼に来たら、「あなた絶対無理だから諦めなさい」と言うような人でも、ヨーロッパでは救われているのだなということで、日本が国際基準に近づけば、そういうところはより減っていくのかなと思います。

川 村 委 員 お話ありがとうございました。

アムネスティのところに関して質問いたします。出入国在留管理庁になられて、共生ということもうたわれ始めたところでございますけ

れども、犯罪歴がある人には、やはり社会から排除され、ドロップアウトして、その人自身が苦しんでいて、犯罪に至ってしまったという場合もあるかと思えます。

そういう人たちに在留特別許可を出す、あるいは仮放免をする、特別放免をする、社会で一緒に生活していこうということを考える際に、日本ではまた犯罪に走るかもしれないということを御懸念される方もおられると思えますし、入管もお立場があり、どうしようかというところもあろうかと思えます。

そこで、先生の御見解、御提案を出していただけたらいいと思うのですが、そういうふうには社会からドロップアウトする、排除されてしまうような立場に追いやられた外国の方々に在留許可を出して、一緒に過ごしていくというところで、先生が、こういうことをもっと工夫すべきだとか、弁護士のお立場で、あるいは市民社会において、こういうことが必要なんじゃないかとか、何か御提案があれば、お教えてください。

児 玉 弁 護 士      ありがとうございます。

その類型が多分、一番最後まで残って、難しいところなんだろうなと思うんですけども、ただ他方で、同じ法務省さんが、日本人の受刑者に関しては、社会内できちんと受け入れて、勤務先も見つけて、みんなで受け入れて頑張りましょうというふうにおっしゃっていて、既にそこで知見や制度などができ上がっていらっしゃるわけでしょうから、それをスライドすればいいのかなというふうに、そこに分け隔てなく、同じようにやればいいのかないのかなと思えます。

ただ、本当にそういう実刑を受けた、何度も強盗を犯したといった人まで在留特別許可を認めろというのは、現状ではなかなか難しいということぐらいは、僕も理解はしておりますけれども、そこは、むしろ裁判所が条約とかを考慮して、救っていただくプラクティスを積み重ねる必要があるのかなというふうには思います。

川 村 委 員      この部会で議論すべきことではないかと思いますが、社会の中の外国人の受入れに関する土壌というところも考えなければいけないのかなと思った次第です。

児 玉 弁 護 士      おっしゃるとおりです。

そこは本当に、トップダウンというよりは、市民社会の中で、どれぐらい受け入れてくれる人が増えてくるのかというところだろうと思うのですが、楽観し過ぎかもしれませんが、ラグビーのワールドカップだったりとか、大坂なおみさんだったりとか、ケンブリッジ飛鳥さんだったりとか、あるいは芸能人の方でも、やはりハーフの方が本当に増えている中で、そういうところから、どんどん違和感のない社会になっていけばいいなと思っております。

安 富 部 会 長      今日は本当にお忙しいところ、どうもありがとうございました。

本日予定しておりましたヒアリングにつきましては、以上の四方からでございました。

出入国在留管理庁から、「諸外国における収容・送還に関する法制度」ということで資料をお出しいただいています。これは、前に出されたものを更新したというものと理解しますが、これについての御説明をお願いいたします。

片 山 参 事 官      今、部会長からありましたように、更新したものですので、手短かに説明させていただきます。

お手元の資料「諸外国における収容・送還に関する法制度」に基づいて説明させていただきます。

前回も申し上げましたけれども、これは現時点の調査に基づいて判明している範囲で記載させていただいたものです。その意味で、既に埋めている箇所につきましても、今後も随時アップデートをさせていただくことを考えていますので、そのようなものとして御理解いただければと思います。

資料の赤字部分が、前回からアップデートさせていただいたところ  
でございます。前回、分かりやすいように日本の欄について設けてい  
ただきたいという御要望がございましたので、資料の一番右の欄に、  
日本についての記載を追加させていただきました。

また、韓国の「送還を促進するための措置」につきまして、一部、  
調査の結果判明した内容がございますので、そこについても追記させ  
ていただいた次第でございます。

1 枚目については以上です。

簾内難民認定室長 2 枚目につきましても同様でございます、日本の欄を右側に加え  
ております。

内容につきましては、日本の入管法の規定のことを抜粋して書いて  
ございまして、趣旨につきましては、参事官から説明があったとおり  
でございます。

安 富 部 会 長 ありがとうございます。

何か今の御説明について、御質問等はございますでしょうか。

野 口 委 員 日本の欄を追加していただきありがとうございます。

分かりやすくするということもあるのかもしれないのですけれど  
も、そのときに考えていたことは、例えば、お家を建てていて、アメ  
リカの設計図を見て、骨組みを造り、日本の気候や風土に合わせて制  
度を維持し、変えてきたときに、横並びで見て、お隣のお隣、例えば  
ヨーロッパ風の暖炉とか煙突とかいいなど、では、今建っている家に  
上手に接合するだろうかという、そんな単純な話ではないというの  
が、制度を比較するとき重要な視点だと思われま。ですから、日  
本の仕組みも縦で一通り見て、何かリフォームをするところがあるの  
だとすると、その縦のラインで、横ばかり見るのではなくて、調整を  
する必要があるというのが、縦横で見ると分かるのではないかとい  
うことで、リクエストをさせていただいたものです。日本の入管法とい

うのが、長い歴史を持っていて、時代に合わせて徐々に形を変えつつも、きちっとした堅固な骨組みを維持しているということが、こういう形で日本の欄を付けていただいたことで分かるようになり、これを礎に、今回我々がどういう形で、何を接合し、現代の社会に合わせていくのかという議論ができるのではないかなと思います。

宮崎委員　ここに出してくれということではないのですけれども、根拠条文とか、各国の元の部分をお教えいただきたい。どんな要約をされているのかが分からないので、確認をするときの基礎になるような資料をいただけると助かるということをお願いしておきたいと思います。

片山参事官　先ほど申しましたように、調査自体継続中でもございます。御指摘の趣旨は承知いたしましたので、どのように対応できるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

安富部長　できるだけ具体的に資料を頂いたほうが分かりやすいかと思しますので、よろしく願いいたします。

ほかに御意見等、よろしゅうございますか。

それでは、出入国在留管理庁からの御説明は以上とさせていただきます。

本日の議事次第では、議論として、収容の在り方についての2巡目ということに記載させていただいておりますけれども、残された時間も10分余りということでございますので、この収容の在り方についての2巡目の議論は、次回に回させていただければと思います。

本日、残されました時間の中で、今日のヒアリングにつきまして、何か御意見、あるいは御感想等があれば、伺うことができればと思いますけれども、いかがでございましょうか。

大橋委員　収容中の医療に関しますと、ただペナルティーがあればいいというわけではありませんが、医者は患者を選べないし、患者ももちろん選

べないという、そういう状況の中で、患者の方がかなり強く言って、強要したり、暴言吐いたりというのは、医師にとって、これは非常に、想像以上に怖いのですね。それで、多くは言いなりになるのではないかと思います。ですから、何らかの強制力というか、秩序を保つような力を備えるべきだと私は思います。

宮崎委員 今のところについていえば、本当は施設内でも、一般社会の刑事手続、刑法は適用されるので、何らかのところになれば、脅迫なり何なりになるのだらうと思います。

また、私から今日お配りした資料について2点御説明させていただきます。

1点は、保釈と勾留、あるいは仮放免収容の比較表みたいなのを作らせていただきました。刑事と入管制度なので、必ずしもパラレルではないものではあるのですが、身柄の拘束という意味では共通点があるということなので、対比を試みようと思います。

刑事手続は裁判所の介入があることと、延長等について細かく期間が定められていて、延長ができるような形になっている。逆に仮放免のほうは、入管だけで完結していて、仮放免をしたときに、1か月とか、最大で3か月ですけれども、それで、延長しないということ、取消制度の規定はあるのですが、実質的に1か月、3か月になっているので、取消しの事由に該当しないようなものでも、延長しないということが行われてしまうと。

今の2週間仮放免が多分、取消事由には当たらないものだけれども、2週間だけ出して、再収容するというような形になっているということをお指摘するために作らせていただきました。

また、前回のところからストレートに影響するわけではないのですが、ゴーンさんの事件などが発生し、日本の収容、保釈制度についても、国際的に脚光を浴びているというところもあるので、今の入管の仮放免期間が10年以上に及ぶとか、収容期間が7年に及ぶ人がいるみたいな話になってきたときに、軽々に議論を決めてはいけな

いのではないかという思いがあるところと、保釈逃走罪の議論がなされるような報道もされているので、どんな議論がされていくのかも見つつ、結論を出すべきではないかということも考えているので、余り急いで3月に結論を出そうとされないほうがいい状況になってきたのではないかという問題提起はさせていただこうと思います。

下の「収容の在り方について」の議論については、今まで述べたところと若干追加したのがありますけれども、今日は時間がないので、そこは議論するときには御説明させていただこうと思います。

柳 瀬 委 員 先ほど、収容所における投薬についてのことで、お医者様からお薬を頂いたら、それを一々管理して、本人に毎回の服薬時に投薬しなくちゃならないのでしょうかということをお先ほど質問したかったのですけれども。

本人に投薬されたのなら、そのまま薬をぽんと渡すわけにいかないのですか。これはあなたのお薬だから、自分でちゃんと1日3回飲みなさいとか。

大 橋 委 員 要するに、自己管理ですよ。

柳 瀬 委 員 ええ、自己管理じゃないのですねというのが、少し気になったのですが。

林 警 備 調 整 官 確かに御本人に対して処方された薬であるのですがけれども、仮に、何日間かの分の薬を渡したとしますと、それを御本人が全て一度に飲んでしまったりとか、また、ほかの被収容者に渡したりというように、我々が普通考えているように、用法・用量をきちっと守って投薬する、飲むという方ばかりではないものですから、官側で管理をして、その都度その都度、必要な分だけお渡しして、しかも、きちっと飲まれるまで確認しているというような実情でございます。

安 富 部 会 長     それでは、そろそろ時間も近づいてまいりましたので、次回は、先ほど御紹介がありましたように、柚之原牧師からヒアリングを行い、先ほど申し上げました収容の在り方の論点に関しましての2回目の議論に入ってまいりたいと思います。

          なお、先ほど宮崎委員から、3月をとということではなくというお話もありましたが、ひとまず取りまとめの方向で、それを視野に入れて、今後議論を進めていければと考えております。

          時間が参りましたので、これで第5回の収容・送還に関する専門部会を終了いたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(了)